

公募型企画競争に関する公告

次のとおり公募型企画競争に付します。

令和6年12月11日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構

中国四国グループ

総括長 岩城 昌也

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

令和8年度、9年度看護学校入学者選抜試験問題作成及び採点処理に関する
業務共同委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

別添仕様書、公募型企画競争に関する説明書及び契約書案による。

(3) 契約期間

自：契約締結日 至：令和9年3月31日

(4) 履行場所

仕様書による

(5) 入札方法

- ① 競争参加者は、総合評価のための業務運営の具体的な方法並びにその質を確保する方法（以下、「業務の質等」という。）に関する書類（以下、「総合評価のための書類」という。）及び見積金額を記載した書類（以下、「見積書」という。）他、公募型企画競争に関する説明書に示された書類を提出すること。
- ② 見積金額には、業務の実施に関わる一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。
- ③ 見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とするので、競争参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 令和4、5、6年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のB、C又はD等級に格付され、近畿、中国及び四国、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

(2) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、「契約細則」という。）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人または被補助人であっても、

契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (3) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (4) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。
- (5) その他は公募型企画競争に関する説明書による。

3 総合評価のための書類及び見積書の提出場所等

- (1) 総合評価のための書類及び見積書の提出場所、担当部署

〒739-0041 広島県東広島市西条町寺家513

独立行政法人国立病院機構中国四国グループ

人事担当 人事専門職 寺坂 悠

TEL 082-493-6606

- (2) 公募型企画競争に関する説明書の交付方法 (1)の交付場所にて交付する。

- (3) 総合評価のための書類及び見積書の受領期限

令和7年3月11日(火) 17時15分

※郵送の場合は受領期限までに必着とする。

- (4) 総合評価のための書類の企画審査の開始及び見積書の開封の日時及び場所

- ・企画審査の開始 令和7年3月13日(木) 10時00分

独立行政法人国立病院機構中国四国グループ 2階大会議室

- ・見積書の開封 令和7年3月13日(木) 13時30分

独立行政法人国立病院機構中国四国グループ 2階小会議室

なお、企画審査の終了時刻により見積書の開封時間が前後する場合があります。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 競争参加者に要求される事項

この公募型企画競争に参加を希望する者は、総合評価のための書類及び封印した見積書を3(3)の受領期限までに提出しなければならない。競争参加者は、総合評価のための書類の企画審査及び見積書の開封の日時の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 総合評価のための書類及び見積書の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した総合評価のための書類及び見積書、競争参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した総合評価のための書類及び見積書は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 交渉権者の決定方法

契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な見積を行った者であって、総合評価のための書類の企画審査による評価点数の合計点を見積金額で除した点数が最も高い者を第一交渉権者とする。ただし、契約交渉権者となるべき者の

見積価格によっては、その者により該当契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積した他の者のうち、総合評価のための書類の企画審査による評価点数の合計点を見積金額で除した点数が最も高い者を第一交渉権者とすることがある。なお、第一交渉権者となるべき総合評価のための書類の企画審査による評価点数の合計点を見積金額で除した点数が同値の者が2人以上ある場合は、直ちに、当該競争参加者にくじを引かせて交渉順位を定める。競争参加者又はその代理人が直接くじを引くことができない場合は、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、交渉順位を決定するものとする。

(7) 契約価額の決定 契約価額は交渉権者との交渉により決定する。

(8) 詳細は公募型企画競争に関する説明書による。